

平成18年4月から

介護保険制度が新しくなります ~その3~

◆その人の心身状態（介護度）に応じた介護サービスが提供されます

今回の介護保険の改正では、元気な人がなるべく要介護にならないように、また要介護になってからも地域で自立した生活が送れるように、その人の状態に応じた介護（予防）サービスが提供されます。

要支援1・2

と認定された人は



生活機能を向上させる
介護予防サービス
が利用できます

日常生活の一部に介助が必要ですが、介護予防サービスの利用により、心身の機能維持・改善が見込める人で、介護保険の介護予防サービスが利用できます。

要介護1～5

と認定された人は



従来と同様な
介護サービス
が利用できます

自立した生活を送るために介助を必要とする度合いの高い人で、介護保険の介護サービスが利用できます。

要支援1・2の人の利用できる介護サービス

◆介護予防通所介護

利用者に共通して提供されるサービス

デイサービスセンターなどで食事の提供や入浴、排泄などの支援を行うと共に、在宅でいろいろな動作（生活行為）がスムーズに行えるよう支援します。

この他に、訪問入浴介護や訪問リハビリテーション、訪問看護、ショートステイなども介護予防の視点から利用できます。

利用者個々に選択して提供されるサービス

●運動器の機能向上

筋力トレーニングやバランスのトレーニング、有酸素運動、ストレッチなど身体機能の向上を図ります。

●栄養改善

低栄養や疾病を予防するための食事内容や調理方法などの指導や助言をします。

◆介護予防通所リハビリテーション

利用者に共通して提供されるサービス

通所リハビリ施設で食事や入浴、排泄などの支援を受けると共に、在宅での生活行為がスムーズに行えるようリハビリを行います。

●口腔機能の向上

口腔内の健康を保つための指導や摂食、えん下機能を向上させる訓練を行います。

●アクティビティなど

介護予防に役立つレクリエーションなどの集団的な活動を行います。

（介護予防通所介護のみ）

◆介護予防訪問介護

利用者が自力で家事などを行うことが難しく、また家族や地域による支援が困難な場合に、ホームヘルパーが訪問し、援助を行います。

◆介護予防福祉用具貸与・販売

自立した生活を送るために必要な歩行器や歩行補助杖などの貸与やポータブルトイレ、入浴補助用具などの販売を行います。



◆問い合わせ先 介護保険対策室 介護保険係 ☎53-1111 内線2136